

(仮称)尾道市立大学附属図書館建設基本・実施設計業務委託公募型プロポーザル 質問に対する回答

質問番号	質問事項	質問内容	回答
1	実施要領 7 (1)	13年の実績は、一級建築士取得前の実績を含むのか	含む
2	実施要領 5 (1) オ	参加者が単体企業で個人の設計事務所の場合、代表者個人の設計実績でも良いか	今回の応募者（建築士法第23条に基づき定めた建築士事務所）の実績とする
3	実施要領 5 (1) オ	海外での実績も含んで良いか	日本の法律適用外での実績は認めない
4	実施要領 5 (4)	協力事務所について、他参加者の協力事務所と重複しても良いか	不可
5	実施要領 5 (1) オ	実績について、1000㎡以上の大学施設も含むと考えると良いか	1000㎡以上の大学施設を含む
6	実施要領 7 (1) イ	建築士法第23条の2第五号により県知事へ提出している所属建築士名簿により所属していることを確認できるので技術者として配置して良いか	公告日までに引き続き3か月以上の「雇用関係」を有していること
7	特記仕様 I 3 (4) b 1)	「尾道市立大学附属図書館建設基本構想」はHP上に公開されているか。未公開の場合、提供出来るか	HP上に掲載していない、プロポーザル終了まで公開しない
8	特記仕様 II 3 (1)	図書館附属駐車場・駐輪場整備等とあるが、敷地内に整備が必要か、想定規模は	駐車場は、書籍配送車両用、駐輪場は原則既存施設を利用するが、配置計画によっては整備を要する
9	既存施設データ	計画地に近い既存校舎のボーリングデータの情報は公開可能か	現時点で既存校舎のボーリングデータは提示しないが、計画地のおおよその支持地盤（N>50）はGL-5～8m程度である
10	実施要領10 (6)	敷地の概要や基本情報といった前提条件がない中でどのような審査基準で行うのか	応募者の具体的な技術提案自体を審査するものではなく、提案を通して、応募者の技術力、提案力等を審査する。

11	実施要領10 (6)	尾道という街に立地し、経済情報、芸術文化という2学部を擁する本学の附属図書館としての施設整備構想とあるが、本プロポーザルは基本構想を新たに提示するものという理解で良いか	本プロポーザルで新たな基本構想を求めるものではない。基本設計段階では本学作成の基本構想をベースに業務を進めるが、現時点（プロポーザル実施時）においては応募者の自由な発想で提案願いたい
12	特記仕様 I 3 (4) b 1)	尾道市立大学附属図書館建設基本構想に基づき実施し、原則基本構想から逸脱してはならないとありますが、本プロポーザルで当該基本構想が公開されないとすると、技術提案書で逸脱した提案をした場合にはどのような評価になるのか	基本設計段階では本学作成の基本構想をベースに業務を進めるが、現時点（プロポーザル実施時）においては具体的な提案内容自体を審査するものではなく、提案を通して、応募者の技術力、提案力等を審査するものであり、応募者の自由な発想で提案願いたい
13	実施要領 2 (6) 特記仕様 I 3 (4)	増築棟（今回計画対象）と既存棟（現図書館）について、大学附属図書館として今後どのような利用区分とするのか	既存棟（現図書館）については、利用頻度の少ない書籍を中心に書庫としての利用を主に想定している、その他の機能は原則新館に引き継ぐ
14	実施要領 7 (1) 様式第 2 号	様式第 2 号に記載する対象は、（実施要領に記載のある「技術者条件」を満たす）管理技術者のみと捉えて良いか	貴見のとおり
15	既存施設データ	既存建物の平面図及び高さ関係のわかる資料、地盤状況のわかる資料を提供願いたい	現時点（プロポーザル実施時）においては、既存施設の図面は提示しない、地盤状況については9の回答に同じ
16	特記仕様 I 3 (4) b 1)	尾道市立大学附属図書館建設基本構想を提供願いたい	7の回答に同じ
17	既存施設データ	既存図書館の内部写真や図面を提供願いたい	現時点（プロポーザル実施時）では提供しない
18	既存施設データ	日常の学生動線や一般利用者の動線などがわかる資料を提供願いたい	動線を整理した資料は存在しない
19	既存施設データ	既存図書館の一般利用者の利用状況が分かる資料を提供願いたい	学生、教員以外の一般利用者は1人/週程度

20	特記仕様 I 3 (4)	外構整備で建設予定地を超えた提案（既存校舎と接続する渡り廊下の設置や植栽などを含む提案）は可能か	可能（評価は各審査員の判断による）
21	特記仕様 I 3 (4)	新図書館完成後の既存図書館建物の活用方法を提示願いたい	13の回答に同じ
22	実施要領 9 (3) ウ	企業パンフレット等の実績及び事業概要説明資料は、応募の主体企業のみで良いか	貴見のとおり
23	実施要領10 (4) イ	プレゼンテーション審査時に模型は搬入可能か	不可
24	実施要領10 (3)	プレゼンテーション出席者を除いて、模型搬入や準備を行うための社員が会場に入室することは可能か	不可（様式第6号により届け出た者以外は認めない）
25	実施要領 5 (1) ア	尾道市への入札参加資格申請と提出者（代表者名）を揃える必要があるか	提出者（代表者）は建築士法第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けているものとする（尾道市の入札参加資格は要求していない）
26	実施要領 5 (1) オ 実施要領10 (6)	「平成24年4月以降で公告日までに竣工しているもの。」とあるが3件共か、配点基準を教示願いたい	提示条件は、3件共平成24年4月以降で公告日までの間に竣工していることであるが、審査は各審査員において提示された物件を総合的に判断し評価する
27	実施要領10 (6)	大学図書館の改修実績は、改修でも満点もらえるか	審査は各審査員において提示された物件を総合的に判断し評価する
28	実施要領 7 (1)	業務実績13年以上とは、主なものを数件記載するとの理解で良いか	13年以上の該当する業務の種類と、業務期間を記載する。具体個々の実績を求めているものではない
29	実施要領 9 (3) ウ	事業概要説明資料とは、パンフレットの提出で代用して良いか	貴見のとおり
30	実施要領10 (3)	プレゼン出席者のうち、届け出があった者以外でパソコン操作者として出席しても良いか	24の回答に同じ

31	特記仕様Ⅱ3(2)	都市計画法他関係法令とありますが、具体的に必要な申請等を教示願いたい	実際の設計内容により異なるため現時点で提示できない
32	特記仕様Ⅱ3	本業務の計画範囲における敷地測量は別途と考えて良いか。またその際、敷地測量データは貸与されるか	敷地測量業務は本業務には含まない、基本設計段階で既存データを提示する
33	特記仕様Ⅱ4(7)	本業務では、zebはあくまでも検討までとし、ZEB認証手続き業務及びZEB補助事業申請業務は別途と考えて良いか	検討の結果により協議
34	特記仕様Ⅱ4(17)	インフラ経路の現地調査とは、貸与された図面をもとに目視程度と考えて良いか	貴見のとおり（掘削調査は想定していない）
35	特記仕様Ⅱ3(2)	各種申請手数料は、別途と考えて良いか	本業務に含む
36	特記仕様Ⅰ3(4)b 1)	基本設計に当たっては、既に本大学において作成済みの「尾道市立大学附属図書館建設基本構想」に基づき実施し、原則本基本構想から逸脱してはならない。とあるが、現時点で提示可能か	7の回答に同じ
37	実施要領1(6)	改修対象となる既存棟とはどの棟か、また改修内容は通信設備、消防設備等の設備であり、内外装や構造補強等の改修は含まないと考えて良いか	良い（新図書館建設に伴い、事務所の総合監視盤等の改修を想定している。既存棟において延焼の恐れのある部分が発生し防火改修が必要となる場合は本業務に含む）
38	実施要領5(1)オ 実施要領9(3)ウ	参加資格要件となる1,000㎡以上の設計実績は新築に限るが、事務所の業務実績には増改築や大学図書館改修等の設計実績も記載できると考えて良いか、また新築、増改築、改修で評価点異なるか	増改築、改修の記載も可。記載にあたっては会社名等の提案者が特定出来る事項は記載しないこと。審査は各審査員において提示された物件を総合的に判断し評価する
39	実施要領9(3)ウ	提出書類に「質問書（様式第7号）1部」とあるが、本質問書を改めてペーパーで1部提出するのか	メールのみで可（改めてペーパーでの提出は不要）

40	実施要領 9 (3) ウ	提出書類の綴じ方について、指定があれば教示願いたい、PDFデータはCD-R等に焼き付けたもので良いか	様式1、5、6、添付資料は1部A4左クリップ止め、様式2、3、4、及び事務所の業務実績は9部A4左ホッチキス止め、A3をA4に折り込むのはファイル折りとする、様式第4号についてはCD-R等でデータも合わせて提出する
41	実施要領 7 (1) 様式第 2 号	様式第 2 号は管理技術者1名についてのみ作成すると考えて良いか。技術資格者証及び雇用関係の証明書類についても管理技術者のもののみ添付すると考えて良いか	14の回答に同じ
42	実施要領 7 (1) ウ 様式第 2 号	業務実績（13年以上）とあるが、業務期間の合計が13年以上になるように列挙するのか。13年間のうちの主要な業務実績を記載すれば良いのか	28の回答に同じ
43	実施要領 7 (1) ウ 様式第 2 号	技術者の業務実績は、実施要領5参加資格（1）オに示す用途・規模に限らないと考えて良いか	実施要領 5（1）オで求めている実績は設計事務所としての実績であり、実施要領 7（1）ウで求めている管理技術者の実績は、建築士法施行規則第 1 条の 2 第 1 号から第 4 号及び第 5 号イに該当する業務である
44	実施要領 7 (1) ウ 様式第 2 号	業務実績として記載すべき事項を教示願いたい	28の回答に同じ
45	特記仕様 I 3 (4) b 1)	尾道市立大学附属図書館建設基本構想を提供願いたい	7 の回答に同じ
46	特記仕様 II 3 (1)	図書館附属駐車場、駐輪場について、それぞれの必要台数を教示願いたい	8 の回答に同じ
47	実施要領 9 (3) ウ 様式第 4 号	枠、余白幅の変更は可能か、A3一枚にテーマ1~4に対する提案を記載するのか	余白は15mm以上であれば自由、A3一枚に4つのテーマを記載する

48	既存施設データ	平均的な一日の来館者数及び、学生・一般市民・教職員の割合はどの程度か	来館者数の平均は100人/日程度である、そのうち教職員は数%（コロナ発生以前の数字である）、一般市民の利用は19の回答を参照願いたい
49	既存施設データ	大学キャンパス内で行われている公開講座は、どのくらいの頻度で開催しているか	年数回程度
50	特記仕様 I 3 (4) b 1)	図書館建設後、既存図書館は将来にわたって維持する予定か。その場合、それぞれの図書館についてどのような位置づけ、使い方を想定しているか	13の回答に同じ
51	既存施設データ	高橋玄洋記念室は新図書館の面積に含まれるのか教示願いたい	含まれない
52	既存施設データ	大学全体の将来の施設整備に関するマスタープランがあれば提示願いたい	施設整備に関するマスタープランは存在しない
53	既存施設データ	敷地周辺にある大学の施設（学生会館など）を教示願いたい	本大学HP－学生生活－学生便覧－キャンパスマップ等を参照願いたい
54	既存施設データ	配置図、構内測量図のCADデータ、既存棟図面、建設予定地もしくは近傍のボーリングデータの資料を提示願いたい	17の回答に同じ
55	実施要領10 (6)	公共図書館、大学附属図書館にとらわれることなく（仮称）尾道市立大学附属図書館建設の参考となる業務実績を3件以内とあるが、どのような用途を考えているか	応募者の判断による
56	実施要領10 (6)	参考となる業務実績に設計のみ完了している実績も含めて良いか	応募者の判断による（評価は各審査員の評価による）
57	実施要領 2 (6)	新附属図書館建設に当たって、現図書館である建築物の今後の使用用途についての考え方を伺いたい	13の回答に同じ

58	実施要領 2 (6)	新附属図書館建設に当たって、周辺の翠明館や渡り廊下等を含めた設計提案も可能か	応募者の判断による（評価は各審査員の評価による）
59	特記仕様 I 3 (4) b 1)	「尾道市立大学附属図書館建設基本構想」のデータファイルを提供願いたい	7の回答に同じ
60	既存施設データ	建設予定地西側に建っている翠明館の各階平面図があれば提供願いたい	53の回答に同じ
61	既存施設データ	敷地のCADデータ・高さ情報があれば提示願いたい	17の回答に同じ
62	既存施設データ	地盤・地中埋設物等の情報、ボーリングデータがあれば提示願いたい	17の回答に同じ
63	既存施設データ	現在の附属図書館の内部がわかる図面があれば提示願いたい	53の回答に同じ
64	実施要領 2 (6)	現在の図書館は、新図書館竣工後、どのように利用する予定か	13の回答に同じ
65	特記仕様 I 3 (4) d	視聴覚室は、個人ブース席と考えて良いか	応募者の提案による
66	特記仕様 I 3 (4) d	研修室はどのような用途を想定しているか	学生個人の自主学習を想定している
67	特記仕様 I 3 (4) d	配架等に用いる、サービス用のエレベータは不要か	小荷物専用昇降機等は提案による
68	特記仕様 I 3 (1) a	本計画における、建築基準法上の敷地は、C～E棟や既存図書館を含むキャンパス全体と考え、本計画は増築扱いと考えて良いか	貴見のとおり

69	既存施設データ	既存各棟（図書館、C～E棟）の基礎形式を教示願いたい	いずれも杭基礎である（9の回答を参考にされたい）
70	既存施設データ	図書館の開館時間を教示願いたい	本学のHPを参照願いたい（新図書館の開館時間も現時点では変更の予定はない）
71	特記仕様 I 3 (4) d	開館時間外や夜間にも利用する想定機能や室があれば教示願いたい（ホールやラウンジ、ギャラリー等の時間外利用や、24時間学習室等の要否等）	ホール、ラウンジ、ギャラリー、会議室等（24時間は想定していない）